

大和高田・リズモー都市友好協会ホストファミリー制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、姉妹都市であるリズモー市民の大和高田市での滞在を有意義なものとするため、大和高田市で大和高田・リズモー都市友好協会がおこなうホストファミリー制度の運営について必要な事項を定める。

(申込資格)

第 2 条 ホストファミリーへの登録を希望する者で、次の要件を満たしたものを登録する。

- (1) 家族全員がホストファミリー制度の趣旨を理解し、大和高田市とリズモー市の国際交流に熱意を有していること。
- (2) 大和高田・リズモー都市友好協会のプランに協力できること。
- (3) 国籍、言葉、民俗、宗教などのさまざまな文化背景の違う人を、好意を持って受け入れることができる家庭
- (4) 日本や大和高田市の、文化や実情を正しく紹介できること。
- (5) 二人以上の同居家族がいること。

(活動内容)

第 3 条 ホストファミリーは、ホームステイとホームビジットを行うことにより、日本や大和高田市の、文化や実情について、相互理解の推進を図るものとする。

- (1) 「ホームステイ」とは、リズモー市民を一定期間日本家庭に宿泊させる活動をいう。
- (2) 「ホームビジット」とは、リズモー市民を一定時間日本家庭に招待する活動をいう。

(登録)

第4条 登録しようとする人は、大和高田・リズモー都市友好協会にホストファミリー登録申込書(別紙様式1)を提出する。

2 前項の登録申込書を受理したときは、その内容を審査し、ホストファミリーに登録することが適当と認められたときは、登録決定書(別紙様式2)により通知する。

(抹消)

第5条 登録を受けた人が、次のいずれかに該当する場合は、その登録を抹消する。

(1) 登録要件を欠くこととなったとき、また登録要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) ホストファミリー登録抹消依頼書(別紙様式3)により、辞退したとき。

(3) ホストファミリーとして適当でないと認められたとき。

(費用の負担)

第6条 ホストファミリー制度に係る費用は、ホストファミリーの負担とする。

(その他)

第7条 大和高田・リズモー都市友好協会がホストファミリーを依頼する時は、相互に以下の事項を告知する。

(1)氏名

(2)住所

(3)性別

(4)年齢

(5)生年月日

(6)職業

(7)趣味

(8)家族構成

(9)家族の職業

(10)電話番号

(11)メールアドレス

(12)相手に伝えたい特記事項

第7条 受入れに当たっては、報酬の支給はない。

第8条 ホームステイ中に万一ビジターに病気・事故等があった場合は、大和高田・リズモー都市友好協会事務局に速やかに連絡する。ホストファミリーが医療費を立て替えた場合は、大和高田・リズモー都市友好協会が返却する。

附則

この要綱は、平成21年8月1日より施行する。